

山形県公報

令和3年5月11日(火) 第203号

毎週火・金曜日発行

			\/ <u></u>				
		目	次_				
		告	示				
)土地改良区の定款変更の認可			(村山総	合支庁農村	寸計画部	果)…497
	• •			,	同) … 同
						寸計画部	果)…498
				•	同) … 同
)公共測量の実施の通知						
)同				(1)… 同
		公	告				
)農地を利用する権利の設定の裁定申請						
)一般競争入札の公告						
)包括外部監査の結果に基づき講じた措						
)同					同)504
)同	•••••			(同) …505
		 告					
Ξ	/県告示第437号 地改良法(昭和24年法律第195号)第3	10条第2項の規定	定により、土地	改良区の定款	の変更を次	このとま	らり認可し
た。							
	令和3年5月11日		. L. T. I. L		T.I. >	4 N/.	
1	上地北京区の女称		山形県知事	吉吉	村	美 栄	子
1	土地改良区の名称 小原土地改良区						
2	事務所の所在地						
2	天童市大字川原子1640番地						
3	認可年月日						
	令和3年4月27日						
山刑	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /						
: た。	土地改良法(昭和24年法律第195号)第3	80条第2項の規算	定により、土地	改良区の定款	の変更を次	てのとま	3り認可し
100	令和3年5月11日						
	13410 1 07111H		山形県知事	: 吉	村	€ 栄	子
1	土地改良区の名称		田 ル ハハハド 子	H	1 → フ	· //	•
_	鶴子六沢土地改良区						
2	事務所の所在地						
	尾花沢市大字六沢285番地						
3	認可年月日						
	令和3年4月27日						

山形県告示第439号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

大町溝土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市砂越字小形111番地

3 認可年月日

令和3年4月27日

山形県告示第440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土地改良区の名称
 庄内赤川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

3 認可年月日

令和3年4月27日

山形県告示第441号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

東根市の一部

2 公共測量を実施する期間

令和3年4月12日から同年8月31日まで

3 作業の種類

公共測量(基準点測量)

山形県告示第442号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

尾花沢市大字尾花沢地内及び北村山郡大石田町大字鷹巣地内

2 公共測量を実施する期間

令和3年4月12日から同年8月31日まで

3 作業の種類

公共測量(基準点測量)

<u>公</u> 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があった。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)
西置賜郡白鷹町大字広野字上広野2831番	田	690
西置賜郡白鷹町大字広野字上広野2856番3	田	995

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年7月	10年	210,620円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 3 年 5 月 25 日までに意見書を提出することができる。

- (1) 意見書の記載事項
 - イ 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏 名)
 - ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - ホ 意見の趣旨及びその理由
 - へ その他参考となるべき事項
- (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
 - (2) 日時 令和3年6月24日(木) 午前10時
- 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで ただし、契約締結の日から令和4年2月28日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用 を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までとする。
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額により行う。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当 該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に 相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和3年1月 29日付け県公報175号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係

電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保 守係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額(契約期間における総額)の100分の10に相当する金額(円未満の端数切上げ)以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって

入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年6月1日(火)午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年5月26日(水)午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課安全施設・保守係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)、3の(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明 又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約 解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る 次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Traffic Control system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 24, 2021
- (3) Contact point for the notice: Traffic Regulation Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626)0110

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年6月9日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和3年3月31日付けで山形県知事から通知があった。

令和3年5月11日

山形県監査委員	森	谷	仙一	- 郎
山形県監査委員	星	JII	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海 ‡	名 名	信	乃

所	管	課	監	査	結	果	措	置	の	内	容	
学事分	文書課		伴う県への報 補助金交付 助金交付が重 消費税の仕入	2方消費税の 告について 要綱に、消 複しないた 控除税額の	の仕入控除 ご 当費税仕入 こめの、消 で確定に伴	税額の確定に 控除税額と補費税及び地方 う県への報告	び地方消	費税に 補助金	係る仕	:入控除	消費税及 税額の確 る規定を	_
			に関する規定 県は、補助 必要がある。	12 - 7 - 7		った。 定めを設ける						

総合交通政策課

(山形県運輸事業振興助成費補助金) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理|シートを作成し、業務を行っている。 について

緊急プログラムに基づく事務執行チェック シートが作成されておらず、代替的なツールの 使用も確認できなかった。

県は、正確かつ迅速な事務処理体制の構築を 図るため、事務執行チェックシートを作成し、 適時、適正な事務の執行管理に努めるべきであ 令和元年度以降は事務執行チェック

工業戦略技術振興 課

(山形県企業立地促進補助金) 交付対象選定時の審査について

他県で同種補助金の不正受給が発生してお り、その手口として納入業者と結託することに よる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的 な事例として挙げられる。

現状、県が実施している支払証憑の確認や現 地検査は、架空発注による不正受給は防止でき るが、納入業者と交付先が結託することによる 水増し請求には対応できないと考える。

そのため、交付先に対して、調達時の見積り 合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的 勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入 業者に同一の役員(親族含む)が就任していな いか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な 審査手続の強化を図るべきである。

令和2年4月1日要綱改正により対 応した。

(内容)

交付要綱第8条 事業完了届に添付す べき書類として、次の書類を追加し 1=

- ・反社会的勢力でない旨の誓約書
- ・一定金額を超える工事等について 見積り合わせを実施しなかった場合、 その理由を記載した書面

また、上記理由書の提出がある場 合、合理的な理由があるか(単に親族 の経営業者に発注していないかなど) を現地調査時に確認する。

観光立県推進課

(バリアフリー化推進事業費補助金) 見積り合わせの実施について

県は、当施設整備費補助の申請にあたり、業 | については、原則として競争入札によ 者からの見積書提出を求めているが、現状は一 社のみの見積りをもって申請を受け付け、見積 り合わせが行われているかどうかの確認ができ ていない。

原則として、競争入札又は見積り合わせによ る調達を交付先に指導するべきである。もし、 実施できない合理的な理由がある場合には、随 意契約理由書の作成を求め、内容の検討・承認 を行う必要がある。

令和2年度補助金交付要綱にて、 「補助事業を遂行するために行う契約 り契約の相手方及び契約金額を決定し なければならない。ただし、競争入札 に適しないと認められる合理的な理由 があると知事が認めた場合はこの限り ではない。」と規定している。

農業経営・担い手 支援課

(公益財団法人やまがた農業支援センター活動 強化事業費補助金)

補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。

交付先から報告を求めない場合、県は、当該 確認を行うべきである。 平成30年度及び平成31年度の当補助 金における事務執行では、事業実施主 体である(公財)やまがた農業支援セン ターに消費税仕入控除額の有無を確認 し対応した。

農業経営・担い手 支援課

(山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金)

補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

当補助金の交付要綱には、消費税仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう報告を求める条項は規定されておらず、県から補助事業者等への補助金に係る消費税仕入控除税額の有無の確認についても監査実施時点で行われていなかった。

交付先から報告を求めない場合、県は、当該 確認を行うべきである。 平成30年度及び平成31年度の当補助 金における事務執行では、事業実施主 体である(一社)山形県農業会議に消 費税仕入控除額の有無を確認し対応し た

6次產業推進課

(学校給食における地産地消推進事業費補助 金)

実績報告の期限内提出について

補助事業者のうち6市町村について、補助金 交付要綱で定められた期限を過ぎて実績報告書 を提出していた。

県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう市町村に指導する必要がある。

令和2年2月、令和元年度補助金の 実績報告の期限内提出について、市町 村に対し周知、指導した。

園芸農業推進課

(園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助 金)

補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱い の共通化について

交付先が消費税簡易課税事業者及び免税事業 者である場合の補助金額の算出方法について、 総合支庁間で統一されていない。

公平性の観点から県全体として同じ対応方法により補助金額を算出するべきである。

令和2年2月19日に「令和元年度園芸関係補助事業担当者会議」を開催し、課税区分に応じた補助金額の算定をするよう指導した。

事業実施要領様式に課税区分確認欄 を設定した。

園芸農業推進課	(園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助	令和2年2月19日に「令和元年度園
	金)	芸関係補助事業担当者会議」を開催
	実績報告の期限内提出について	し、期限内提出をするよう指導した。
	補助事業者の一部について、補助金交付要綱	
	で定められた期限を過ぎて実績報告書を提出し	
	ていた。	
	県は、補助事業等が確実に執行されたことを	
	確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期	
	間等を確保するため、補助金交付要綱で定めら	
	れた期限内に実績報告を提出するよう市町村に	
	指導する必要がある。	
河川課	(公募型支障木伐採事業費補助金)	収支報告書の提出がなされるよう、
	実績報告における収支報告書添付の徹底	令和2年7月に補助金交付要綱を改訂
	実績報告書に収支報告書が添付されておら	した。同要綱の改訂にあわせ、曖昧な
	ず、収支報告書の調査が行われていない補助先	表現についても修正を行った。
	が数件あった。	
	県は補助金交付要綱に収支報告書の提出が必	
	ず行われるよう改訂し、収支報告書の適時適切	
	な調査を確実に行い、補助金が適正に使用され	
	ていることを確かめるべきである。あわせて、	
	補助金交付要綱上の「必要があるとき」という	
	曖昧な表現についても修正すべきである。	
スポーツ保健課	(山形県高等学校体育連盟補助金)	令和2年6月4日付けの令和2年度
	補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守につ	の補助金交付決定通知とともに県高等
	いて	学校体育連盟事務局に対して指導した
	補助事業実施状況報告書が、提出期限経過後	結果、令和2年度は提出期限前の12月
	に受理されていた。	21日付けで報告されている。
	県は、交付先に対して提出期限を遵守するよ	
	う指導する必要がある。	

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和3年3月31日付けで山形県知事から通知があった。

令和3年5月11日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 星
 川
 純
 一

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

所 管	課	監	査	結	果	措	置	Ø	内	容
管財課		(アセット・	マネジメン	トにおけ	るシステム運	平成26	5年12月	に策定	した「	山形県県
		用)				有財産総	合管理	! (ファ	シリテ	イマネ
		県有施設等	等に係る修約 かんしゅん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	善記録等も	含んだ施設情	メント)	基本方	針」に	基づき	、全庁的
		報につき一元	こ的な管理な	ぶできるよ	うな体制を確	な推進組	L織であ	る県有	財産総	合管理技
		立する必要が	ぶある。その	の際には、	各県有施設等	進本部の	事務局	である	管財課	が、各部
		の情報管理は	こついて、	├分なシス	テム化をはか	局から必	必要なが	拖設情報	最を収	集する
		る等行い、県	具有施設等の	の管理に係	る戦略策定と	ど、一方	色的に領	管理する	る体制	を構築
		その実行の準	基備を行う~	べきである	0	た。				
						また、	県有施	設の情	報管理	にあた
						ては、管	財課で	所管す	る公有	財産管
						システム	を用い	るほか	、営繕	室が所
						する保全	マネジ	メント	システ	ひ (B
						MMS)	に必要	な施設	情報を	登録し
						個別施設	計画の	策定に	活用し	ている。
建築住宅調	R.					県有施	超設の基	基本情報	見につい	いて、(
営繕室						財) 建築	保全セ	ンター	が開発	した保
						マネジメ	ントシ	ステム	(BI	MMS)
						への登録	が完了	した。		
						施設の	修繕記	録につ	いては	、今後
						保全対策	に活用	できる	よう、	毎年度
						営繕工事	の実績	を庁内	で共有	するこ
						で情報を	·	ている		

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和3年3月31日付けで山形県知事から通知があった。

令和3年5月11日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 星
 川
 純
 一

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

所 管 課 (対象施設等)	監	查	結	果	措	置	0)	内	容
中小企業振興課	(備品現品と	備品台帳の	の確実な照	合確認の実施	令和元	年度の	照合確	認の際	に、県と
(山形県産業創造	及び報告につ	いて)			指定管理	者と確	認の上	、今後	使用する
支援センター)	県は毎年備	品現品と伽	帯品台帳の	照合確認を実	予定のな	い物品	につい	ては、	遊休物品
	施し、遊休物	品の有無等	等を報告し	ている。平成	として報	告した。	。施設	で遊休	物品とし
	29年度も照合	確認を実施	をし、遊休	備品はない旨	て保管す	ること	とする	0	
	報告している	が、現地誌	間査時点で	使用されてお	今後も	、県は	、指定	管理者	が管理す
	らず、今後も	使用が見る	込まれない	備品が存在し	る県有備	品につ	いても	備品台	帳と確実
	ていた。				に照合確	認を行	い、使	用状況	等につい
	県は、指定	管理者が管	管理する県	有備品につい	ても指定	管理者	に確認	の上実	態を報告
	ても備品台帳	と確実に関	照合確認を	行い、使用状	していく	0			
	況等について	も指定管理	里者に確認	の上実態を報					
	告する必要が	ある。							

観光立県推進課 (山形県国民宿舎 竜山荘)

(県有備品への備品標示票の貼付について) 現地調査時に、備品標示票の貼付されていな い県有備品が存在した。

県は、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。

令和2年度の現地調査の際に、山形 県財務規則第155条の規定に従い、県 と指定管理者とで所定の備品標示票を 貼付する作業を実施した。

今後は県担当者による毎年一度の現 地調査の際に、備品標示票の貼付され ていない県有備品の有無を確認し、不 備があるものは県で速やかに所定の備 品標示票を貼付する等の対応をするこ ととする。

観光立県推進課 (山形県国民宿舎 竜山荘)

(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保 及び経理状況の報告への速やかな対応につい て)

県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類(残高試算表・総勘定元帳等)の提出を求め、確認することにより、その適正性を確保することが求められる。

また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、 証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。 令和2年度の現地調査の際に、県担 当者が月ごとの会計資料を確認し、事 業報告書中の収支決算書の内容につい て適正であることを確認している。

今後も、指定管理者に対して、月ご との会計資料の保管を求め、県担当者 が毎年一度の現地調査の際に月ごとの 会計資料により収支決算書の内容の適 正性を確認していく。

観光立県推進課 (山形県国民宿舎 竜山荘)

(指定管理業務に係る現金管理について)

会計システムへの伝票入力については、業務 運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて 伝票入力作業を行うということもやむを得ない と考えられるが、少なくとも現金の出納記録に ついては、入出金の都度行うべきであり、会計 システムの年度更新という都合上、伝票入力が できないということであれば、手書きの現金出 納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止する ことが求められる。

県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である。

県が指定管理者に対し、適時適切な 入出金記録の作成について指導した結 果、指定管理者が税理士と相談し、入 出金記録のフォーマットを作成し対応 した。

今後も引き続き、県は指定管理者に 対し、適時適切な入出金記録を行うよ う指導していく。

都市計画課 (最上中央公園)

(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)

県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成29年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。

県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。

令和元年度の照合確認の際に、県と 指定管理者と確認の上、今後使用する 予定のない物品については、遊休物品 として報告した。遊休備品は、令和2 年9月処分完了した。

今後も、県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告していく。

都市計画課 (最上中央公園)

(県による事業報告書の確実な確認について) 平成29年度の事業報告書の「利用料金収入実」する事業執行状況確認時において、正 績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・ 行為料及び減免額の一部が減免伺書と一致して いない。

県は、事業報告書について、現地調査や証拠 書類の提出等により確実に確認を行うととも に、正確な事業報告書の作成について指定管理 15日他2回実施した。 者を指導する必要がある。

県は指定管理者に対し、年4回実施 確な事業報告書の作成について指導す るとともに、現地調査や証拠書類等に より事業報告書の確認を実施すること とする。

なお、令和2年度は、令和2年7月

 令和 3 年 5 月 11 日 印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 3 年 5 月 11 日 発行
 発行人
 山
 形
 県

